

令和8年度第1回吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会
議事概要

1 日時 令和8年7月2日（木）午後2時から午後4時3分まで

2 場所 吹田市立総合福祉会館 1階 集会室

3 出席者ほか

(1) 委員 7名

明石 隆行（種智院大学人文学部社会福祉学科 教授）
青木 佳史（大阪弁護士会 きづがわ共同法律事務所 弁護士）
三条 健二（吹田市民生・児童委員協議会 会長）
稲垣 亮祐（吹田市医師会 理事）
久保田牧子（吹田市介護保険事業者連絡会
訪問看護・訪問リハビリテーション・訪問入浴部会 委員）
大西美佳子（吹田市障がい児者等計画相談支援事業者等連絡会 会長）
眞鍋 宏明（ゆうちょ銀行吹田店 店長）

(2) 事務局 16名

田畑 茂洋 福祉部次長（福祉総務室長兼務）
持永 夏子 福祉総務室参事
本郷 夏実 福祉総務室主幹
河合 哲平 福祉総務室主査
賀集 恒介 福祉総務室主査
木村ちひろ 福祉総務室主任
中村 海翔 福祉総務室係員
武田 智広 生活福祉室参事
井上 孝昭 高齢福祉室参事
石田 安喜 高齢福祉室主査
平井 倫子 障がい福祉室参事
川島奈津美 障がい福祉室主幹
朽久保秀紀 けんりサポートすいた センター長
山田 春香 けんりサポートすいた 相談員
西村 真哉 けんりサポートすいた 相談員
森本 大介 吹田市社会福祉協議会事務局次長（総務課長事務取扱）

(3) オブザーバー 4名

井川 真志 大阪家庭裁判所裁判官
長谷川 文 大阪家庭裁判所主任書記官
近藤富美子 大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課参事
小山 菜月 大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課主事

(4) 傍聴 2名

4 会議資料

- 資料 1－1 令和 7 年度及び令和 8 年度中核機関業務実施計画評価シート
- 資料 1－2 中核機関事業実績報告書(年度推移)
- 資料 1－3 けんりサポートすいたスケジュール
- 資料 1－4 相談事例
- 資料 1－5 他市中核機関に対する照会結果
- 資料 2－1 権利擁護支援に係る市の取組報告
- 資料 2－2 第 5 次地域福祉計画素案(吹田市成年後見制度利用促進計画部分抜粋版)
- 資料 3 民法改正等の一部を改正する法律施行について
- 参考資料 1 吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会設置要領
- 参考資料 2 権利擁護支援に係る施策の取組状況 (R8.3 月末時点)
- 参考資料 3 吹田市認知症サポーター養成講座チラシ

5 内容

- (1) 「けんりサポートすいた」の取組状況
 - ①令和 7 年度事業実績及び令和 8 年度事業計画
 - ②他市中核機関への照会結果報告
- (2) 権利擁護に関する制度や施策の情報共有並びに地域課題の検討
 - ①権利擁護支援に係る市の取組報告
 - ②第 5 次地域福祉計画素案(吹田市成年後見制度利用促進計画部分抜粋版)
 - ③民法改正等の一部を改正する法律施行について

6 議事(会議要旨)

委員長 『議題 1 「けんりサポートすいた」の取組状況』の案件 1 「令和 7 年度事業実績及び令和 8 年度事業計画」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料 1－2 を御覧ください。1 ページ目がセンターにおける相談・支援の総数の実績、2 ページ目が専門相談・専門職派遣の実績、3 ページ目が広報・啓発等の実績をそれぞれ、令和 6 年度と令和 7 年度の実績を比較する形で記載しております。令和 6 年度はセン

ターが開設された7月から3月までの9か月間の実績、令和7年度は1年間の実績となっています。

1 ページ目について、相談・支援の総数の実績ですが、まず「1. 相談件数」の合計を見ると、1年目と比較して増加しており、一定程度、センターの周知が進んでいるものと考えております。継続相談の件数が大きく増加していますが、この数には、新規で相談を受けた後の相談者や関係機関とのやりとりを含めています。中には新規で相談を受けて終了というものもありますが、継続して相談・支援に関わるケースも多くあるため、継続相談が大きく増加しているという状況でございます。「3. 対象者属性」について、認知症高齢者が最も大きな割合を占めていますが、令和6年度と比較すると、知的障がい者の方の相談の伸びが大きくなっています。「その他」につきましては、認知症ではない高齢者、診断のない方、匿名や一般的な問い合わせなどが含まれています。「4. 相談者属性」について、家族・親族からの相談が比較的多くなっています。センターを開設した令和6年度は一次的相談窓口である地域包括支援センター等への周知に力を注いできましたが、令和7年度はその他の関係機関においても周知も行っており、その成果として、医療機関やケアマネジャー、サービス事業者、入居施設等からの相談の増加につながっているのではないかと思います。「5. 相談・支援内容別」について、「成年後見制度に関すること」「成年後見制度申立てに関すること」の合計が5割近い数になっており、特に申立てに関することが相談内容の大きな部分を占めています。また、数としては多くありませんが、「成年後見人等に関すること」「苦情に関すること」等、既に就任している成年後見人に関わる相談について、センター開設から2年目となり、徐々に増えてきているところです。

2 ページ目が、専門相談・専門職派遣の実績です。令和7年度は、専門相談等をより多く利用していただくために、周知する際には好事例を紹介する等、よりイメージしていただきやすいような方法を意識しました。「2. 相談・支援形態」のうち、「来所」が総合福祉会館にお越しいただく専門相談、「訪問」が御指定の場所に伺う専門職派遣になっています。専門相談・専門職派遣それぞれ、予定していた枠のうち半数を目標としておりましたが、結果としてはそれぞれ1件ずつ下回る実績となっています。「4. 相談者属性」について、「本人」「家族・親族」が多くなっていますが、そういった方が専門家から話を聞いてみたいということで御利用されるケースがありました。一方で、「地域包括支援センター」「行政機関」などの相談については、支援に困難を抱えている場合に、専門相談

等で、専門家の意見を聞きながら支援の方針を整理するといった利用のされ方があったのではないかと考えられます。

相談実績の数値については以上ですが、ここで、一つ事例を紹介させていただけたらと思いますので、資料１－４を御覧ください。この事例から、例えば本人や家族から中核機関への「成年後見人等に関する相談」、「成年後見人等から中核機関に入ってくる相談」、「本人」「関係機関」を含めたチームが生活・支援に困難を感じて「専門相談」を利用する、必要に応じて支援機関を増やしながらの「関係機関の連携」、長期的・継続的なかわりが中核機関として必要になってくる「権利擁護支援のあり方」などがお示しできていればと思い、事例を御紹介させていただきました。

資料１－２にお戻りいただき、３ページ目の「広報・啓発」「その他」にかかわる実績を御覧ください。「２.①出前講座」では、依頼を受けて、市民の方、関係機関の方の集まりに出向かせていただき、成年後見制度や権利擁護支援についてお話させていただくとともに、センターの周知にも努めて参りました。そういった出前講座等の参加から相談につながったことも少なからずございましたので、地道に継続できたらと考えております。「２.②市民向け講演会等」「２.③支援機関向けセミナー等」については、令和７年度は市民向け研修及び支援機関向け研修をそれぞれ１回ずつ、市民フォーラムを１回開催しております。「その他」の日常生活自立支援事業については、令和６年度末には待機者数が０になりましたが、再び待機者が出ており、令和７年度末時点で１７人の方に利用をお待ちいただく状況となっており、課題のひとつと考えております。

つづきまして、資料１－１「令和７年度中核機関業務実施計画評価シート」を御覧ください。７ページまでが令和７年度の中核機関の実施計画と取組結果、それに対する自己評価、課題・次年度以降取組予定をお示ししたものになります。昨年度の第２回の協議会でお示ししたものは、１月末までの実績分を記載しておりましたので、今回は３月末までの実績を記載しております。先ほどの実績報告であまり触れていない部分を中心にお伝えさせていただきます。シートの一冊右に１－Ａ、１－Ｂといった記載をしておりますが、こちらの数をお伝えして御説明しますので、該当する行を御覧いただけたらと思います。１ページ目の１－Ｂ広報機能の支援機関向けに関わる部分について、令和７年度は、吹田市内３ブロックで、地域包括支援センターと障がい者相談支援センターとの情報交換会を行いました。また１０か所の医療機関にも周知に伺いました。実際に周知に伺った医療機関からの相談、医療機関からの紹介

で来られた家族からの相談につながっています。3 ページ目の 2－B 相談機能の「相談対応及び支援」に関わる部分について、センター職員も、相談支援のスキル向上、知識習得に努めていく必要もあると考えておりますので、各種の研修に参加することで、それらの一助にさせていただいております。4 ページ目の 3－D 成年後見制度利用促進機能＞市民後見人の養成に関わる部分について、市民後見人の養成の開始に向けて、府の養成研修への参加等を行いました。5 ページ目の 4－A 成年後見人等への支援という部分について、大阪家庭裁判所に御協力賜り、新たに就任される親族後見人にセンターのリーフレットや親族後見人向けチラシを配布いただいております。このような経過から、親族後見人の方からの相談も、件数としては少ないですが、少しずつ実績が出てきているところです。

以上で、令和 7 年度事業実績の報告を終わります。

事務局

続きまして、令和 8 年度中核機関業務実施計画評価シートについて御説明いたします。令和 7 年度の中核機関の実績や中核機関業務実施計画評価シートに記載の課題・次年度以降の取り組みをもとに、実施計画を作成いたしました。8 ページ目の 1－A 市民向け広報では、今までの広報活動に加え、作成したショート動画を活用し、中核機関や成年後見制度の周知に努めます。親族後見人向けチラシも増刷し、積極的に配布します。以前の協議会でお話に挙げた、障がいのある方に視覚的にわかりやすく伝えるためのツールについて検討します。1－B 支援機関向け広報では、1 次的相談窓口である地域包括支援センターと障がい者相談支援センターとの情報交換会を実施し、連携しやすい関係づくりに努めます。市内 6 ブロックのうち、令和 7 年度実施していない 3 ブロックで実施の予定です。9 ページ目の 1－C、1－D の講座等啓発活動では昨年と同数の目標を掲げ、取り組んでまいります。10 ページ目の 2－A 専門相談では、周知を図ったり、センター相談で受けたもので必要な案件については専門相談につなげることで、目標である年間枠の半数の実施ができるよう努めます。2－B 市民向けの相談対応及び支援では、スキルアップを図りながら他機関と協働し、日々の相談支援業務にあたります。2－C 支援機関向けの相談対応及び支援では、支援機関が相談しやすい仕組みについて検討します。具体的には支援機関から「アセスメントのツールがあったら良い」というお声をいただきましたので、一次的相談窓口の会議や運営委員会等で内容を検討しながら支援機関向けの手引き作成に着手いたします。11 ページ目の 3－A 受任調整等の支援では、運

営委員会や協議会に諮りながら、どのようなマッチング機能の構築が可能か、市と一緒に検討してまいります。3－B日常生活自立支援事業との円滑な連携では、事例や支援機関との意見交換の場を通じてニーズをキャッチしていきます。そのうえで、待機者解消に向けて、日常生活自立支援事業の利用者や事業の利用を検討している方で成年後見制度を利用する必要性がある方について検討したり、必要性がある方の申立て支援について、日常生活自立支援事業担当者と一緒に進めてまいります。3－D市民後見人の養成では、研修を受講し、職員の制度の理解を深めます。また、情報把握やニーズ把握も行いながら、今後実施に向けての検討材料を集めてまいります。12 ページ目の4－A親族後見人、広報活動を行う法人への支援では、昨年同様、家庭裁判所の御協力を得て、新たに親族後見人になられた方で吹田市にお住まいまたは吹田市で活動される方について、親族後見人チラシの配布を行っていただいております。併せて、申立ての相談時に親族後見人を希望されている方にもチラシの配布を継続します。親族後見人から相談があった際には、後見活動が円滑に進むよう相談支援を行ってまいります。13 ページ目の5－A地域連携ネットワークの構築では、普段の業務の中でさまざまな関係機関との連携を意識し、支援対象者を早期発見し、適切に制度につなげられるよう努めてまいります。5－B運営委員会の運営では、けんりサポートすいたの実績報告にとどまらず、権利擁護支援にかかる課題について協議したり、課題の解決方法について検討してまいります。5－C協議会の運営では、今回も含め、年2回皆様と本市の権利擁護支援充実に向けて協議をしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。5－D権利擁護支援チームの形成・自立支援では、支援機関向け研修でも令和7年度テーマに挙げた「本人中心」の考え方をもとに権利擁護支援チームの形成・自立を支援してまいります。

続きまして資料1－3を御覧ください。1 ページ目は令和8年度の運営委員会・協議会のスケジュールです。運営委員会につきましては、協議会で提示する案件について検討や確認が必須である、5月・1月・3月については三士会の皆様にも御出席を依頼しております。7月・9月・11月については、必要に応じて三士会の皆様に出席のお声掛けをいたします。7月は三士会の皆様と検討したい案件がございましたので、御出席いただく予定です。9月は協議する案件があれば実施し、なければ開催を見送る予定です。2 ページ目は令和8年度の専門相談・専門職派遣のスケジュールです。令和8年度はこのとおりの予定で進めてまいります。今年度もこ

のような計画に基づいて中核機関の運営を行っていきたいと考えております。御意見等ございましたらお聞かせいただけると幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

委員長 ありがとうございます。けんりサポートすいたの令和7年度の事業実績と令和8年度の事業計画について説明いただきました。年度推移の実績報告に関しては、けんりサポートすいたができて2年が経過したこともあり、初年度と比較して中核機関としての役割が定着してきたことが伺えます。最後に説明があった相談事例からも、けんりサポートすいたの支援機関としての関わり方について皆様にも共通認識をお持ちいただけたのではないのでしょうか。今の説明に対する御質問や、その他御意見があればお聞かせいただけたらと思います。

委員長 私の方からも事務局に補足の説明をいただければと思うのですが、中核機関の構想段階から課題に挙がっていた市民後見人の養成に係る情報収集については、具体的にはどの程度進んでいるのでしょうか。

事務局 市民後見人の養成については、庁内での合意形成を進めている段階であり、情報収集としては府内の市町村と委託契約を締結して市民後見人の養成を行っている大阪府社会福祉協議会に対して、今後必要な手続きや費用面等の確認を行っているところでです。

委員長 ありがとうございます。具体的な進め方をされていると感じましたので、是非成就しますようよろしくお願いいたします。

A委員 資料1－2について、相談者属性が特に伸びた部分では、どのような広報や啓発活動が結果に結びついたのか分析等はされていますでしょうか。また、相談・支援内容については、概ね想定内のものであったのか、想定外であったのか、それらを踏まえて令和8年度の計画を作成されているのかお聞きできればと思います。

事務局 相談者属性について、特に伸びていると感じているのは、ケアマネジャーや医療機関、サービス事業者、入居施設になります。医療機関については、直接周知に伺わせていただいたことが要因の一つではと考えています。サービス事業者や入居施設については、出前講座の実施の他、色々な集まりにお呼びいただき、その場でセン

ターの周知をさせていただいたことなどが、相談につながっている部分もあると考えています。ケアマネジャーについては、行政機関や支援者の方と新規ケースの相談や申立て支援の中で連携させていただくことで、件数が伸びているのではないかと考えています。また、相談支援内容については、概ね想定内の内容であるという印象ですが、相談を受ける中で、虐待に関する内容や虐待対応後の状態の内容が一定数挙がっており、これらに対する対応力を身につけることが今後の課題になってくると考えています。

B委員 資料1－2について、成年後見制度申立てに関する相談が非常に多いなという印象です。私も相談させていただいたことがありますが、なかなか申立てにつながらない大変さもあると思います。感覚的なもので構いませんので、実際にこれらの相談がどのくらい申立てにつながっているのか教えていただければと思います。

事務局 ありがとうございます。統計をとっているわけではありませんが、令和6年度から令和7年度にかけて相談いただいた方で、成年後見人等がついたと確認できたケースが60件程度となっています。中には特にセンターへ結果を御連絡いただいていないケースもありますし、申立てが必要ではと思いながらもうまく進んでいないケースもあるかと思われます。

C委員 資料1－2について、相談・支援内容別のうち苦情に関するものが、令和6年度0件だったものが令和7年度では23件になっていますが、内容としては制度に関するものだったのか、対応に関するものだったのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

事務局 主な苦情に関する内容としては、既に就任されている後見人の支援の仕方等に関するものです。センターの周知が進む中で、こういった相談も入っていたものと考えております。

D委員 資料1－2の3ページ目「その他」について、日常生活自立支援事業の待機者が急に増えている印象ですが、これは周知が進んだ影響なのか、考えられる要因はありますか。

事務局 ありがとうございます。センターの開設前は、日常生活自立支援事業の待機者数が30人を超えておりました。センターの開設以降は、センター職員と日常生活自立支援事業の担当職員が一緒に訪問し、どちらの制度がより適切かを直接御説明させていただいた

り、日常生活自立支援事業の利用者のうち成年後見制度の方がより適切と思われるケースについてはセンターも一緒に支援していく等を進めた結果、令和6年度に待機者が0人となった経過がございます。現在も引き続き同じ形で進めている中で、再び待機者が発生している状況でございます。

委員長 日常生活自立支援事業の待機者が17人というのは、他市と比べるとそこまで多くない人数なのでしょうか。

事務局 他市では30人を超える市もあれば0人という市もありますので、今後は他市の取組も確認しながら待機者の解消に向けて動いていければと考えています。

委員長 ありがとうございます。日常生活自立支援事業の待機者が多いことについては全国的な課題になっていますので、よろしくお願いいたします。

委員長職務代理者 資料1－2の専門相談について、全卒のうち半数程度の回数が実施されているとのことですが、曜日や頻度等について、制度としての使いにくさがあるかどうかについて、センターとしてはどのように感じておられるのでしょうか。さらに専門相談の件数を伸ばしていくためにはどのような改善が必要と考えているのか、また、実際に専門相談を実施する中でどのような点が課題と感じているか教えていただければと思います。

事務局 専門相談・専門職派遣について、現在の設定において不自由と感じる部分はありませんが、遠方の他市に入院中の場合、ご対応いただける専門職の方がおられるか等の調整が必要であるため、不自由を感じられている可能性があります。また、一度専門相談・専門職派遣を利用していただくとイメージが伝わり、再度の利用につながっておりますので、多くの方に利用していただくためにも、好事例を用いて周知を図っていくことが必要と考えています。

A委員 資料1－2の相談者属性を見ると、障がい者相談支援センターからの相談件数が、令和6年度より令和7年度の方が少ないです。これは単に障がい分野の相談が減ったというよりは、事業や制度の周知が進み、よりコアな内容についてけんりサポートすいたへ相談されるようになったのではないかという感覚が、実践現場としてはあります。相談内容がどの段階でハードになっていくのか、

それに向けてどのような準備をしていく必要があるのか等を踏まえて、次期計画を策定いただければと思います。

事務局 ありがとうございます。権利侵害の内容や支援がなかなか受け入れられない方、家族を踏まえて複合的に困難な課題を抱える方等からの相談が増えてきていると感じています。このような課題に対して関係機関と連携しながら取り組むためのスキル向上等が必要になってくると考えています。

委員長 多様な機関から多様な相談が寄せられており、中核機関も御苦労されているかと思います。

委員長 続きまして、案件2「他市中核機関への照会結果報告」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1－5「中核機関の概要・体制について」を御覧ください。前回の令和7年度第2回での協議会での御意見を踏まえ、中核市・中核機関等に係る取組状況調査を実施させていただきました。大阪府内の中核市、並びに中核機関を設置している市町村等である、枚方市、堺市、東大阪市、八尾市、大阪市、高槻市、豊中市に御協力いただいています。主な項目については、中核機関、日常生活自立支援事業、法人後見事業の3つに分かれた項目について聞き取りをしています。あくまで吹田市ベースの聞き取り項目であること、他市の人口比率や高齢化率等を踏まえた結果ではなく、いただいた回答をそのまま掲載しておりますことを御了承ください。

それでは1ページを御覧ください。中核機関の整備状況について、高槻市のみ直営で実施しており、高槻市以外は市町村社会福祉協議会に委託しています。また、東大阪市については、直営に加えて一部委託をしています。中核機関の職員体制については記載のとおりです。中核機関運営・地域連携ネットワークに係る協議会・運営委員会・作業部会について、各市によって運営委員会や協議会の回数が異なることが伺えます。また、それ以外の会議体がある市もあるようです。中核機関の実績について、こちらは令和7年度の相談実績となっています。新規相談や相談件数の数字だけを踏まえると、政令指定都市である大阪市や堺市に次いで相談実績が多いです。相談者の属性について、先ほどの項目の新規ではない相談件数の構成比を表したものです。吹田市、堺市、大阪市については、支援者からの相談割合が多くなっていますが、枚方市、東大阪市、八尾市については、家族や親族からの相談が多くなっています。本

人属性別の項目について、こちらも構成比で表しており、大阪市、東大阪市、吹田市、豊中市など、大半の市で「認知症」が最多の相談対象ですが、堺市は「精神障がい者等」「知的障がい者等」の割合が多く占め、「認知症」が極端に低くなっています。中核機関相談・相談内容について、制度に関することとその他の相談で項目を分けており、その他については、財産管理に関する相談や福祉サービスや制度、債務に関する問題等にわけて集計しています。枚方市のように「成年後見制度に関すること」の割合が多く占める自治体もあれば、堺市や吹田市のように「その他（財産管理、債務整理など）」の福祉的課題が大きな割合を占める場合も読み取れます。

続いて2ページを御覧下さい。専門相談・専門職派遣の実施状況について、けんりサポートすいたにおいては、専門相談の枠は月4回で年間48回、専門職派遣は月2回で年間24回の枠で実施していますが、他市においては実施していない市や、実施していても枠数が異なっており、堺市は出来高に対して96回という記載でした。後見人等への相談・支援について、いずれの市においても、親族後見人への相談支援については数が低く、けんりサポートすいたにおいても、親族後見人への啓発や周知については、どのように進めていくべきか悩んでいるところです。出前講座・研修について、記載のとおりとなっています。受任調整機能のあり方について、堺市と大阪市は受任調整機能がありますが、それ以外の市では実施していません。八尾市については、「市民後見人相当案件」となっていますが、大阪府社協主催の会議に出席しているとのことでした。その他について、家庭裁判所との連携内容、三士会との連携を記載しています。家庭裁判所との連携では、家庭裁判所から親族後見人の方を対象としたチラシを配布していること、三士会との連携では、専門相談や協議会などの会議の場で連携していることが共通しています。市民後見人の養成について、吹田市は令和9年度以降の開始を予定しておりますが、それ以外の市では既に実施しているようです。

続いて3ページを御覧ください。こちらは日常生活自立支援事業の項目になっています。職員体制や契約者数について様々であること、待機者についても待機者がある市もあれば、待機者0人のところも見受けられます。高槻市は直営実施のため、高槻市社会福祉協議会には御回答いただいていないことから空白となっています。

続いて4ページを御覧ください。こちらは法人後見の受任者数やその内訳、職員体制について記載しています。こちらには記載はありませんが、けんりサポートすいた主催の情報交換会があれば

参加してみたいですかという項目の聞き取りをしており、すべての市において参加したいという回答をいただいています。今後の予定として、今回調査に御協力いただいた枚方市へ、7月16日に視察に行かせていただき、御回答いただいた結果も含め、それ以外の内容についても情報交換を実施する予定となっております。今回初めて他市への調査をさせていただき、非常に興味深い結果を得られたのではないかと考えています。資料としては掲載しておりませんが、自由記述欄の項目も踏まえながら、数字だけでは見えない部分についても、必要に応じて情報共有や連携に努めていけたらと思います。

委員長 ありがとうございます。この資料については、前回の協議会において他市中核機関との横のつながりについて御意見をいただいたことをヒントに実施に至りました。御意見や御質問があればお聞かせいただけたらと思います。

委員長職務代理者 受任調整会議について、今回の回答では記入がなかった部分は無記入で整理されていると思いますが、大阪府域では、市民後見人相当案件については枚方市から豊中市まですべて、大阪府社会福祉協議会が委託を受けて受任調整会議を行っていますので、そのような実態であることを御認識いただけたらと思います。

また、今回の調査の結果、非常に興味深い市町村間の差が出ていると思います。1次的相談窓口と中核機関との差を意識して制度設計をしているかどうか、相談属性の部分等で現れていると思います。吹田市としての中核機関の在り方を今後も検証していくことになるかと思いますが、この2年間の取組で言いますと、他の市と比較した吹田市の取組としては、中核機関を立ち上げる当初に想定した計画に沿った動きができていないかと思いました。

委員長 中核機関は現在、大阪府下で20市町設立されていると思いますが、すべての市町村を対象とはしなかったのでしょうか。

事務局 本調査は、中核市以上の規模の市を対象としています。寝屋川市も中核市ですが、中核機関を設立していないため、調査対象から省いております。

E委員 市民後見人等の養成等の実施について、他市ではかなり前から実施されており、吹田市は令和9年度予定ということで、制度の課

題等を含めて他市の状況を調査している状況ということでしょうか。

事務局 ありがとうございます。今後枚方市への視察の際も、実施に向けてどのように動いていたのか等を聞ければと思います。本調査以外で気になった点についても必要に応じて細かく聞き取りできればと思っております。

委員長 続きまして、『議題2 権利擁護に関する制度や施策の情報共有並びに地域課題の検討』です。案件1の「権利擁護支援に係る市の取組報告」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは資料2-1「権利擁護支援に係る市の取組について」を御覧ください。各分野で日頃から権利擁護支援に携わっておられる支援機関や地域団体等との連携を深めることを目的として、権利擁護支援に係る本市の取組について御紹介させていただきます。委員の皆様におかれましては、普段の活動の中で御活用いただければと思いますのでよろしくお願いします。

事務局 資料2-1「権利擁護支援に係る市の取組について」を御覧ください。吹田市では、認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進を目的として、平成22年度から、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を地域で温かく見守り支援する「認知症サポーター」の養成講座を実施しています。令和8年3月末時点で、32,786人の方に講座を受講していただいております。また、令和4年度から、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげるため、認知症サポーターステップアップ講座を受講した地域住民や専門職などの多様な認知症サポーター等により構成する支援チーム「チームオレンジ」の設置に取り組んでいます。令和8年3月末時点で、市内に4チームが活動しております。さらに、認知症高齢者見守り事業として、平成25年度より「認知症地域サポート」を開始しております。単一自治会から小学校区までを単位とする地域を対象に、認知症サポーター養成講座を受講していただき、認知症高齢者役の人を探して声をかける模擬訓練として、「声かけ見守り訓練」を実施し、参加者同士のグループ交流などを行い、認知症についての正しい知識の普及や、地域の見守りネットワークづくりに取り組んでいます。今までに、9地区で実施されました。参考としまして、裏面に記載しておりますが、認知症サポートから、認知症カフェやチームオレンジへと発展し、現在

も地域の認知症支援に活動いただいております。また、本年度は、秋頃に実施予定となっております。

直接的な権利擁護支援の取組ではありませんが、認知症の人とその家族への見守り、支援のつながりを強化することで、安心して暮らせる地域づくりを目指しています。認知症の人等への権利擁護支援において、認知症への理解促進や地域づくりの重要性の理解に役立てていただけるものと考えています。今後の課題としては、「認知症サポーター養成講座」及び「チームオレンジ」は、さらに養成者数、チーム数の増加を図り、認知症の人とその家族への具体的な支援やつながりの強化について検討していく必要があります。また、「認知症地域サポート」は、広報を強化し、実施地域の増加を図ってまいります。取組の活用方法につきましては、認知症サポーター養成講座の受講方法を記載しております。市内各地域にて開催しており、開催日・会場は本日配布の参考資料3「吹田市認知症サポーター養成講座チラシ」を御覧ください。また、市ホームページに掲載しております。他にも、市内在住・在勤・在学の団体・学習グループで概ね10名以上の方を対象に、出前講座として実施しております。開催希望日の1か月前までに、担当地域包括支援センターにお申込をお願いいたします。

事務局

資料の3ページを御覧ください。市として障がい者の方の御相談を受ける基幹相談支援センターを所管しており、その中に障がい者虐待防止センターを位置付け、障がい者の虐待防止に関する取組をしております。その中でも、成年後見制度の利用と同じようにボリュームが大きいものが虐待防止だと考えております。虐待防止に関わることで成年後見制度の利用につながることもありますので、障がい者虐待防止研修について御紹介させていただきます。障がい者の虐待においては、事業者からの通報が最も多いこともあり、事業者向けの研修を年1、2回実施しております。虐待防止センターは、地域における中核的機関として、研修実施等により適切な対応力の向上を図っております。また、虐待の未然防止や対応力の向上だけでなく、利用者一人ひとりの権利を守る権利擁護支援・意思決定支援の実践につなげていくことも研修の目的としています。令和7年度は非常に重たい虐待事案を経験された施設の方を講師として招き、そこからどのようにして立ち上がってきたかお話いただきました。今後の課題としては、事例内容を実際に自分たちの現場でどのように落とし込んでいくか等、参加者のリアルな想いに寄り添った内容についての工夫が必要と感じており、それによって権利擁護への意識が継続的に維持できるのではない

かと考えております。

研修の受講者が65名程度おられ、障がい児の事業者からの参加者が多かった印象です。アンケート結果としては、相談体制の改善が課題であると回答される方の割合が多く、不安を感じた際に管理者や同僚、基幹相談支援センターに相談できるか等、相談体制の改善が必要という意見が多くありました。虐待は不適切な支援から始まると言われており、夜間帯や障がいの発達段階が変わるタイミング等で職員のストレスが溜まりやすく、専門的なスキルの習得が難しいこともあるため、組織全体で不適切支援を含めた虐待の芽の把握に取り組んでいこうと思います。事業者や養護者からの虐待に関する相談を通じて成年後見制度の利用につながる事例もあるので、虐待防止の研修に留まらず、その先の安定した暮らしに関する権利擁護支援として進めていければと思います。

委員長 ありがとうございます。この件について、御意見・御質問があればお聞かせいただけたらと思います。

E 委員 訪問看護の方では認知症サポーターの研修を積極的に受けるようにしており、周りの事業者の方に案内することもあります。認知症の出前講座として中学校に伺ったことがあります。認知症という言葉は中学生も知っているものの、こういったサポーター研修があることは知らない学校もあると思いますので、若い世代への周知も必要になってくると思っています。

D 委員 私も数年前に認知症サポーター研修を受けております。個別訪問を行う中でも、「近所の人のおかしくて見に行ってもいい」と言われますが、認知症初期の方だと、様子を見に行った時だけシャキッとしているようなこともあります。吹田市内では後期高齢者が市内で約58,000人おられるかと思いますが、今後認知症を発症される方の数も相当であることが予想され、今後もそのような方へのフォローが大切になると思います。

委員長 認知症サポーター講座の受講生について、どのような属性の方が受講されているか把握されていますでしょうか。

事務局 施設職員や支援者、家族の方等が受講されている他、郵便局や銀行、交通機関等の企業が社員向けに依頼されたり、また大学から授業として依頼をされたりすることもあります。

委員長 市内で多くの方が認知症についての理解を深めていただく機会となり、非常に良いことであると思います。

B委員 虐待防止研修について、相談支援事業者連絡会でもよく言われることとして、自分たちの職場に持ち帰った後、どのように権利擁護の視点を伝えればよいか悩みます。複数の事業者で研修を実施したり、色々な方と研修を受けることで刺激をもらえると思うので、対象者についても工夫ができるのではないかと思います。

委員長 吹田市内の虐待に関する現状として、年間どれくらいの通報があり、虐待認定がされたか等の数字があれば教えていただきたいです。

事務局 件数が確定している最新データは令和6年度になりますが、通報が擁護者（家族）、施設事業者、使用者（雇用者から虐待を受けた者）をまとめて約85件。認定数については、身体的虐待と心理的虐待が重なっており、これらを合わせた件数にはなりますが71類型となっております。最も多いのが心理的虐待となっております。虐待により世帯分離を考える場合は、成年後見制度の利用についても必ずセットで考えます。

委員長職務代理者 それまでは自分で色々判断できていた人でも、認知症になった途端に、周りの人が本人の行動や支援を決めていくという問題があります。本人の意思決定支援のためにも、認知症サポーター養成講座などの取組で各地域で理解を深めることが重要です。そして講座だけで終わるのではなく、認知症の人と過ごせる場の設定など継続的な関わりを持てるものにつなげられれば良いと思います。そこから、市民後見人の育成や、市民が本人に寄り添う支援をする担い手となることにもつながるのではと思います。

また、障がいのある子を持つ親が高齢になることで今までできていた支援が難しくなり子へのネグレクトに発展するような事案も増えてきていますので、障がい分野が、地域包括支援センターなどの高齢分野と連携しながら、親への支援についても考えていく必要があると考えています。

委員長 続きまして、案件2の「第5次地域福祉計画素案（吹田市成年後見制度利用促進計画）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは資料2－2「第5次地域福祉計画素案」を御覧ください。

これまで令和7年度第1回協議会では「第5次地域福祉計画策定に伴う成年後見制度、権利擁護支援に関する市民意識調査のアンケート内容について」と「吹田市成年後見制度利用促進計画の策定方針について」それぞれグループワークで御議論いただき、御意見をいただきました。その結果を踏まえて市民意識調査を実施し、令和7年度第2回協議会では、実施した市民意識調査結果を御報告申し上げたところでございます。本日は、「吹田市成年後見制度利用促進計画」を包含する部分を抜粋し、「第5次地域福祉計画素案」について御報告させていただきます。まず、地域福祉計画とは、高齢者や障がい者、子供といった年齢や属性に捉われず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、共に助け合いながら暮らせる「地域共生社会」の実現をめざし、地域生活課題を解決するために、地域住民が行政や支援機関、地域団体等と共につくる行政計画です。本市では、現在市の附属機関である「吹田市社会福祉審議会」において調査審議のうえ、令和9年度からの6年間を計画期間として5次計画の策定を進めているところです。

資料2-2の49ページを御覧ください。「施策の方向(1) 権利擁護の推進 ～成年後見制度利用促進計画～」の具体的施策①「意思決定支援を重視した成年後見制度等の利用促進」では、権利擁護や意思決定支援、成年後見制度等の概要説明を中心に記載しています。なお、この後のページにも共通して、成年後見制度や意思決定支援、頼れる身寄りのない高齢者等の記載につきましては、6月17日成立の民法改正及び6月19日成立の社会福祉法改正を踏まえ、今後国から発出される運用方針にあわせて修正を加える予定です。民法改正の概要について現時点でわかっていることにつきましては、次の案件で共有させていただきます。続きまして50ページを御覧ください。本ページでは、日常生活自立支援事業の概要を説明し、成年後見制度と日常生活自立支援事業を比較した図と、意思決定支援の事例をコラムとして記載しています。

続きまして51ページの具体的施策「②権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築と強化」を御覧ください。先ほどの施策では制度や用語の説明を中心に記載していましたが、こちらの施策では、市において制度利用を進めていくための取組や、制度を利用する人を地域でどのように支えていくかを記載しています。そのため、51ページでは、地域連携ネットワークの概要や必要性、けんりサポートすいたの役割等について記載しています。

続きまして52ページを御覧ください。本ページでは、地域連携ネットワークの構築や強化に向けて市が進めていく取組を記載しています。三つ目のひし形に記載している「市民後見人の養成や受

任者調整の検討」については、本文にも記載のとおり、本市においても実施に向けて検討を進めているところです。

また、計画素案では、令和7年度第1回の協議会においていただいた御意見をもとに、イラストや図を用いて視覚的にわかりやすくなるよう意識しています。

なお、現行の4次計画には、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備等について記載しており、こちらに基づき検討を進めたことから令和6年7月に中核機関であるけんりサポートすいたを開設することができました。このように、地域福祉計画に今後の施策展開を記すことは、市政を動かすための大きな後押しとなりますので、委員の皆様にはぜひ、それぞれの御立場から、計画に盛り込んだ方がよいと思う内容や、読み手に取ってより伝わりやすい表現などがあれば教えていただけましたら幸いです。

事務局からの説明は以上です。

委員長 この件について、御意見・御質問があればお聞かせいただけたらと思います。

委員長 文章量やページ数はお示しいただいた案程度にまとめたいという想定でしょうか。

事務局 その予定です。

委員長職務代理者 成年後見制度利用促進計画が全面に出ていますが、権利擁護の支援においては、意思決定支援についての周知や定着が必要と考えますので、意思決定支援に関する記載がもう少しあればもっと良くなるのではと思いました。

A委員 包括という言葉が何を意味しているのか、現場においては十分に伝わっていないのではと思いました。英語では assertive（否定されない）と翻訳されることが多く、意思決定支援を重視し、本人の考えが否定されないようなことや、通気性良く柔軟に包み込むという空気感が伝わればと思います。

委員長 ありがとうございます。今の御意見をいただいたことで、タイトルには「包括的支援体制」とありますが、本文中では特に説明がされていないことに気が付きました。

- C委員 市民にとっては、市民後見人の養成についてはいきなりなイメージで敷居が高いのではと思いました。先ほど御説明いただいた認知症サポーターやカフェ等、市民にとって入りやすい切り口から市民後見人の養成についてもつなげていくことができればと思いました。
- D委員 身寄りのない高齢者に関するコラムについて、日頃から個別相談や訪問をしています。身寄りのない高齢者の把握に苦労します。支援が必要ということは理解していますが、どのようにして把握できるのかなと思いました。
- 事務局 明確な答えを持っているわけではありませんが、自ら御相談されない人については、地域の人への相談や講座等の中から声を拾っていくことが重要と考えています。
- 委員長 身寄りがないというよりは身寄りからの支援が期待できない人が多いという印象です。法改正に伴い、新たなサービスができたと呼びかける中で、そのような人からの相談があれば良いなと思いました。
- 地域福祉計画に対する御意見については、会議後一定期間、また御意見等ありましたら事務局まで御連絡いただければと思います。後ほど事務局からも期間の説明をお願いします。
- 委員長 続きまして、案件3の「民法改正等の一部を改正する法律施行」について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは資料3（「成年後見制度が変わります！」と書かれた資料）を御覧ください。「民法等の一部を改正する法律」が6月17日に成立したことに伴い、現在の成年後見制度からの変更点と今後の課題について委員の皆様にも共有させていただきます。なお、この資料につきましては民法（成年後見等関係）等改正要綱案や、法改正成立時の各種報道資料等を参考に事務局にて作成したイメージ図であり、厚労省等からの正式な概要図ではございませんので御了承ください。
- 資料左の枠「現在の成年後見制度」を御覧ください。現在の法定後見は、判断能力が不十分になると、家庭裁判所へ申立てのうえ、後見、保佐、補助のいずれかの類型で制度利用を開始することとなりますが、課題として、一度利用を始めると原則やめられない、後見類型の場合、本人ができることまで支援の対象になる、後見人の

交代が難しいなどが挙げられており、制度利用のハードルが高く感じられる内容でした。

続いて、中央の枠「改正のポイント 5つの見直し」を御覧ください。①必要な期間だけ利用できるについて、従来は一度利用すると、判断能力が回復するなどの理由がなければやめられないという制度でしたが、改正により、不動産の売却や遺産分割協議など、本人が抱えている課題が解決した後は制度の利用を終了できるようになります。これにより、制度利用のハードルが下がると見込まれるほか、後見人に支払う報酬の金額も抑えられるようになるなど、制度を必要とする方がより利用しやすい内容となります。

②本人に必要な権限だけを付与（限定的な代理権）について、従来は後見類型の場合、包括的な代理権が付与されることにより、本人の意思や希望に沿わない行為にまで権限が及ぶことがありました。改正後は本人が抱えている課題に対して必要な権限をアラカルト方式で付与することができるようになります。

③類型の一本化について、従来は後見、保佐、補助の3類型でしたが、補助のみに一本化されます。今まで類型に応じて代理権や取消権、同意権など権限の範囲があらかじめ決まっていたものが、すべてのケースで補助類型としてそれぞれに応じた権限や期間を決定していくことになります。そのため、「成年後見制度」や「成年後見人」という名称も今後見直されることが予想されます。

④本人の意思をより尊重（意思決定支援の重視）について、従来は、「本人の財産や権利を守るために代わりに全て決める、代行決定」という考え方から、本人の「自分で決めたい」という気持ちや本人がどうしたいかを尊重する「意思決定支援」が重要視される内容となりました。それに伴い、本人の意思を汲み取るためには、後見人等だけでなく、本人を日頃からよく知る家族や福祉関係者、医療従事者などが協力して本人を支えていく必要があることから、チーム支援がより求められる制度となりました。なお、社会福祉法の改正においても「意思決定支援への配慮」が明記されることとなりました。

⑤後見人等の交代がしやすくなることについて、従来は交代に関する直接の規律はなく、不正な行為や任務に適しない事由がある場合に、後見人の解任もしくは辞任と新しい後見人の選任を組み合わせて交代を実現している状態でした。今回の改正により、後見人等が面談に出向かない等、理由があればより適切な支援者に交代できる内容となりました。

これらの変更点により、従来よりも柔軟で使いやすい制度となったことから、右枠の目指す姿（制度の効果）に記載しているよう

な本人らしい暮らしの実現や、本人・家族の負担軽減などの効果が期待される一方で、制度の利用を終えた方を地域でどのように支えていくかという課題もありますので、引き続き本協議会において本市における地域連携ネットワークでどのように対応していくか御議論いただく機会を設けたいと考えています。

つきましては委員の皆様におかれましては、それぞれの所属団体や、横のつながりによる連携会議などの機会がありましたら、民法改正の成立により成年後見制度が変わるということや、地域で支える仕組みを充実させる必要があることを共有いただき、その際に本市における対応策について御意見など預かっていただきまして、今後の協議会にて御報告いただきますことをお願いできればと思います。また、今後国からの運用方針等が発出され、具体的なことがわかりましたら委員の皆様にも共有させていただく予定です。ただいまの説明について、今回の民法改正に関する国の法制審議会に参画された委員長職務代理者から、補足や訂正などがありましたらお願いしたいと思います。

事務局からは以上でございます。

委員長職務代理者 改正法について、報道では終身制から期間を設ける制度に変わる部分が特に注目されていますが、より重要であるのは本人の意思に応じて、必要なときに必要なだけ利用する制度になるということだと思います。本人がどのような時に利用したいのか、本人の意思を地域において把握していくことや、制度が必要なくなった後は地域でどのように支えていくかが今後の課題であると考えます。

委員長 最後に、大阪家庭裁判所の井川裁判官に本日の協議会を通して御感想などありましたらいただきたいと思います。

大阪家庭裁判所 裁判所からではなかなか見えない現場の姿を見ることができ、大変勉強になりました。法改正の内容としては、意思決定支援の考え方が重要になってくると思いますので、若い世代の人も巻き込みながら周知いただければと思います。また、各市町村の中核機関の比較については、件数等の違いを踏まえた上でどのような中核機関を目指していくのか等、中核機関同士のネットワークづくりが進められれば良いと思います。本日の報告内容を受け、けんりサポートすいたが確実に成長していると感じましたので、今後も地に足のついた運営を行っていただければと思います。

委員長 本日は、委員の皆様よりそれぞれのお立場から総合的な権利擁護支援策の充実について御意見をいただくことができました。貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。最後に事務局から事務連絡等があればお願いします。

事務局 事務局から令和８年度第２回の開催予定について連絡させていただきます。次回の開催は、令和９年２月１７日（水）午後２時から開催いたします。現時点で、御都合が悪い方は挙手いただけますでしょうか。（欠席者確認）ありがとうございます。場所については決定次第お知らせいたしますので、御出席賜りますようお願いいたします。

 なお、地域福祉計画への御意見がある場合は、会議後１週間を目途にいただければと思います。事務局からの連絡は以上でございます。

委員長 それでは以上をもちまして、本日の会議は終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。